

令和3年1月8日

保護者の皆様

杉並区立杉並第十小学校

校長 山口 京子

緊急事態宣言発令に伴う感染防止対策の徹底について

新しい年を迎え、今日から3学期が始まりました。1月7日、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づき、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の4都県を対象に、緊急事態宣言が発令されました。それを受け、杉並区教育委員会から、区立学校については、緊急事態宣言の対象期間（令和3年1月8日～2月7日）は、より一層基本的な感染防止対策を徹底しながら学校生活を継続すること、感染発生や感染拡大リスクの低減のための万全な対策を行う旨の通知がありました。（基本的な感染防止対策の徹底、不織布マスクの推奨、学習活動の内容、部活動、学校行事・公開等、学校給食、保護者会、家庭における感染症対策、教職員等の健康管理の徹底、学校運営協議会・学校支援本部等、学校開放事業について）

本校としては、区の通知に則って感染防止対策を徹底し、緊急事態宣言発令中の教育活動について下記の通り行います。ご理解とご協力をお願いします。変更がある場合は改めてお知らせします。

① 基本的な感染防止対策をこれまで以上に徹底します。

- ・体育の授業、休み時間の校庭遊びの際も、原則としてマスクを着用します。
- ・飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、不織布マスクの着用が推奨されています。ご協力お願いします。

② 発令期間中、飛沫感染の可能性が高い次のような学習活動は行いません。

- ・児童が対面で顔を寄せ合って話し合ったり観察したりする活動
- ・音楽における歌唱やリコーダーを用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動

③ 発令期間中、授業公開は行いません。

- ・土曜授業は、1月9日（土）、1月23日（土）に行いますが、いずれも保護者の皆様への公開はしません。
- ・1月18日（月）～25日（月）の校内書き初め展は行いますが、保護者の皆様への公開はしません。全学年の書き初めをコモンスペースに展示し、児童は学級ごとに見学します。保護者の皆様には、改めてご覧いただく機会を作れるよう、検討します。

④発令期間中は、児童が学年を超えて一堂に集まって行う活動を行いません。

- ・避難訓練、たてわり遊び、クラブ活動、お話ロケット、音楽教室の朝練習は行いません。
- ・委員会活動は少人数での常時活動を主としているため、感染防止対策をした上で行います。
- ・セーフティ教室、お話パラシュートはオンラインで行います。

⑤発令期間中は、他校園との交流は行いません。

- ・幼保小交流（5年）、高南中体験授業（6年）は行いません。

⑥発令期間中は、公共交通機関や貸し切りバスを使った校外学習は行いません。

- ・2月5日（金）に予定していた社会科見学（4年）は行いません。日程が調整でき、後日実施できるようになった場合は連絡します。

⑦給食指導における感染防止対策を徹底します。

- ・区のガイドラインに沿った指導を一層徹底します。
- ・特に、マスクを外している際の会話は慎むように指導します。

⑧発令期間中に保護者会は行いません。

- ・本校では発令期間中に保護者会はありません。
- ・2月16日（火）の新1年生保護者会は、現時点では行う予定です。
- ・アレルギー面談等必要な個人面談は、感染防止対策をした上で行います。

【問い合わせ】 杉並区立杉並第十小学校

副校長 四海 満

 03-3313-1364